**平成２４年（フ）第８８号**
岡山県倉敷市下津井１丁目５番78号、旧住所岡山県倉敷市下津井２丁目７番29号　クレストール山崎202
債務者　岡本　　悠
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４２７３号**
東京都豊島区要町３丁目41－５　第２田島荘８号
債務者　林　　勢樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３１９号**
東京都世田谷区若林１丁目４－３－105
債務者　藤田　洋幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３４４号**
神奈川県逗子市小坪３丁目７－16
債務者　牛尾　則行
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３４５号**
東京都練馬区北町２丁目31－14－102
債務者　川島　美雪
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３４９号**
東京都豊島区雑司が谷１丁目23－２
債務者　篠原　憲太
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３５５号**
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目７－７　ツインＡ－204
債務者　寺川　智子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３７６号**
東京都中野区南台２丁目40－10－301
債務者　藤津　真一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９１号**
千葉県浦安市北栄３丁目８－２－102
債務者　高橋　定夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９２号**
千葉県茂原市緑町15－３　雇用促進住宅３棟406号
債務者　工藤　盛義
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９３号**
東京都練馬区北町３丁目10－15－605
債務者　大塚　里美（旧姓管野）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９４号**
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目１－１
債務者　小出真由美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９５号**
東京都墨田区堤通１－18－１－105、住民票上の住所東京都台東区竜泉１丁目７－９－301
債務者　齊藤みどり（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９６号**
東京都世田谷区船橋７丁目17－２－205
債務者　佐藤枝里子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４３９７号**
東京都江戸川区中葛西１丁目28－１－302
債務者　千葉　美和（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部